

広島県選挙管理委員会告示第二十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として次のものを指定した。

平成二十五年六月六日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	介護付有料老人ホーム ハウスカ青葉	福山市青葉台二丁目一〇番 二〇号	平成二五年五月二日
老人ホーム	住宅型有料老人ホーム ハウスカ青葉	福山市青葉台二丁目一〇番 二〇号	平成二五年五月二日